

事務連絡

令和7年2月3日

事業主 殿

倉庫業健康保険組合

## 令和7年度健診・人間ドック実施における諸変更について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃、組合の事業につきましては格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年度より実施する健診・人間ドックについて一部変更がございますので下記の通りお知らせいたします。なお、令和7年度健診の実施の詳細につきましては、2月下旬にご案内いたします。

つきましては、被保険者の皆さまにご周知いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 東振協契約および独自契約における申込書の廃止

令和7年4月1日以降に受診する健診について、健診等申込書作成の負担軽減および事務手続きの効率化を図るため、東振協契約および独自契約における生活習慣病健診(簡易・生活・女性)・人間ドック(※)の申込書を廃止し、医療機関に予約が取れた時点で申込手続きの完了といたします。別紙「健診等申込書要否一覧表」を添付いたしますのでご確認ください。

なお、組合では従来、受診資格の確認を健診等申込書にて事前に行っておりましたが、令和7年度より医療機関からの請求書をもって行います。資格のない方が受診したことが確認された場合、健診費用全額を事業主または受診者ご本人へご請求させていただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。

**※健保連指定健診機関にて人間ドックを受診する方は、従来通り申込書の提出が必要となります**

#### 2. 健診コース名称の変更

令和7年度より、「婦人生活習慣病健診(B1)」の名称を「女性生活習慣病健診(B1)」に変更いたします。

以上